

土地利用状況報告書の提出について

土壤汚染対策法（以下「法」という。）又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、次の確認を行った土地所有者様等は、当該確認を受けた土地の利用状況について、毎年度末を目処にご報告くださいますよう、お願い致します。

ただし書きの確認（土壤調査の一時的免除）

- ① 有害物質使用特定施設等（※）を廃止した場合の、法3条第1項または条例第81条の4第1項ただし書きの確認。
- ② 稼働中の有害物質使用特定施設等（※）が設置されている工場敷地において土地の形質変更（3,000㎡未満の場合に限る。）を行う場合の、条例第81条の6第1項ただし書きの確認。

※ 有害物質使用特定施設等

- ① 特定有害物質を製造、使用又は処理（以下「使用等」という。）していた水質汚濁防止法の特定施設・下水道法の届出施設【法第3条第1項】
- ② 管理有害物質を使用等していた条例（水質関係）の届出施設【条例第81条の4第1項】
- ③ ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設【条例第81条の4第1項】

<提出者について>

土壤調査の一時的免除を受けている土地の土地所有者が複数いる場合、又は土地所有者と当該土地で事業を行っている者が異なる場合は、関係者で協議の上、いずれか1者が提出してください。

<大阪府への提出の方法>


土地利用状況報告書に土地の利用状況がわかる写真を添付し、次の①から③のいずれかの方法にて、ご提出ください。

① 郵送による提出

・原則、副本と返信用封筒はお預かりできませんのでご注意ください。

府への提出記録が必要な場合は、簡易書留郵便や書留郵便など、ご自身で発送記録を保存してください。または、『②電子申請による提出』をご活用ください。

②電子申請による提出

- 検索エンジンで『大阪府 土地利用状況報告書』を検索。『大阪府ピピっとネット』HP内、 [インターネット申込みはこちら](#) から電子申請トップページに入れます。）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/67d8e0af-fd3a-46a2-b70e-9f05a9ca6645/start>

- 写真の添付について様式は問いません。添付可能なファイルの種類は、PDF ファイル(pdf)、エクセルファイル(xls、xlsx)、Word 文書(doc、docx)、画像ファイル(png、jpg、jpeg) 等です。
- ファイル当り 4MB を超えない容量で添付してください。
- 申請手続きの最後に、到達日時、手続名称などの印刷が選択できます。提出記録が必要な場合は、印刷して保管してください(※当該ページを一旦閉じてしまうと、その後印刷ができなくなりますので、ご注意ください。)

③持参による提出

- 副本への受付印が必要な場合は、直接窓口までご持参ください。

提出・問い合わせ先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階
大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課化学物質対策グループ
TEL : 06-6210-9579